

鹿児島県文化センター
指定管理者 業務の基準

令和7年9月

鹿児島県観光・文化スポーツ部

1	基本となる指針等	1
	(1) 鹿児島県文化センターの管理運営の基本方針	
2	文化事業に関する業務の基準	2
	(1) 文化芸術鑑賞事業の企画及び実施	
	(2) 文化芸術活動支援事業の企画及び実施	
	(3) 文化芸術に関する情報収集及び提供	
3	施設の運営に関する業務の基準	3
	(1) 施設の利用許可申請の受付, 利用の許可及び利用料金の減免の許可に関する業務	
	(2) 施設の広報活動に関する業務	
	(3) 施設の利用料金の徴収に関する業務	
	(4) 施設の受付及び案内に関する業務	
	(5) 舞台関係設備の操作に関する業務	
	(6) 文化施設等との連携に関する業務	
4	施設の維持管理に関する業務の基準	4
	(1) 施設の保守点検等に関する業務	
	(2) 施設の警備に関する業務	
	(3) 施設の清掃に関する業務	
	(4) 舞台関係設備の保守点検に関する業務	
	(5) 物品の管理及び調達に関する業務	
5	その他, 施設の設置目的を達成するために必要な業務	5
	(1) 事業計画書及び収支予算書の作成	
	(2) 関係機関との連絡調整	
	(3) 職員の資質向上のための取組	
	(4) 自己評価の実施	
	(5) 指定期間終了にあたっての引継業務	
	(6) 施設や設備の修繕及び備品の更新等に関する資料作成業務	
	(7) 業務日誌の作成	
	(8) その他日常業務の調整	
6	留意事項	6
	(1) 文化事業に関する留意事項	
	(2) 施設の維持管理に関する留意事項	
	(3) 保険及び損害賠償の取扱い	
	(4) 業務の一括委託の禁止	
	(5) その他	
7	各一覧表	9

1 基本となる指針等

(1) 鹿児島県文化センターの管理運営の基本方針

鹿児島県文化センター（以下「文化センター」という。）は、県民の文化及び教養の向上を図るために設置され、本県の文化振興のための中核施設として、県民が文化芸術と親しむ多様な機会を創出するとともに、県民の文化芸術活動に多様な支援を行い、県民一人ひとりの自主性や創造性が尊重され、個性ある地域文化の創造に資する事業を実施する施設である。

また、県内全域を視野に入れた地域文化の交流拠点施設として、多くの県民が集い、文化芸術を通じて多様なコミュニケーションを生み出し、新たなネットワークの形成に繋がる事業を展開していく必要がある。

県としては、文化芸術の振興を図るため、以下の点を目指し、施設を最大限に有効活用し、効果的かつ効率的に文化センターの管理運営を行うこととしている。

ア 県民が文化芸術と触れ合い、親しむ機会と場の提供

日頃から文化芸術に親しんでいる人だけでなく、今まで文化芸術に触れる機会がなかった人なども含めて、多くの県民が文化芸術に興味や関心を持つきっかけとなる事業や創造性を触発されるような質の高い事業などを企画・展開し、県民が文化芸術と触れ合う機会と場を提供する。

イ 県民の文化芸術活動の活性化と文化芸術を通じた交流の推進

県民が自ら行う表現活動・創作活動を高める支援を行うとともに、文化事業の企画・立案、舞台技術・管理運営のノウハウの習得への支援など、県民の文化芸術活動の活性化のため、多面的な支援を行う必要がある。

また、文化芸術を通じた人と人との豊かなコミュニケーションを図ることで、県民の活動や交流が促進され、新たなネットワークの形成が期待される。

ウ 情報提供や文化施設との連携による文化芸術に親しむ環境づくり

芸術鑑賞の場や文化芸術活動の発表の場として、広く県民に利用されるとともに、本県の地域文化の交流拠点として、本県の文化芸術活動に関する様々な情報を収集し、県民に広く提供し、助言や相談を行うことが求められる。

また、本県の文化振興の中核施設として、県内の文化施設の指導的役割を果たすとともに、「歴史・文化ゾーン」の施設等と連携し、当ゾーン一帯の活性化を図るなど、県民が文化芸術に親しむ環境づくりを積極的に推進する。

2 文化事業に関する業務の基準

文化センターでは、文化事業として以下のことを実施する。

(1) 文化芸術鑑賞事業の企画及び実施

文化センターの特色や県民のニーズを踏まえた鑑賞事業を企画し実施する。

これまで文化芸術に触れることのなかった人々が文化芸術に触れるきっかけとなる事業や、創作活動等の文化芸術活動を行っている人々が刺激を受けられる質の高い事業を企画し、県民が利用しやすい料金で多様な鑑賞の機会を提供する。

また、このような鑑賞の機会を重ねることを通して、文化芸術に親しむ県民を育成する事が期待される。

- ・ 自国や本県特有の文化芸術などに対して理解が深まり、誇りを持てるような鑑賞機会を提供する。
- ・ 次世代を担う子供達に、感動や夢を与えられるような鑑賞の機会を提供する。

など

(2) 文化芸術活動支援事業の企画及び実施

県民が自ら行う表現活動や創作活動は言うまでもなく、アーティストとの交流や文化事業の企画・立案、舞台技術の習得、文化施設の運営への参加など、様々な文化芸術活動のレベルに合わせた多様な支援事業を行うことにより、多くの県民が何らかの形で文化芸術活動に携われるようになり、活動の視野の広がりやレベルアップに繋がることが期待される。

- ・ 県民がより主体的に様々な文化芸術活動に携わり、その活動を高めていけるような事業を実施する。
- ・ 子供やこれまで文化芸術に触れることのなかった人々が、日常生活の中で文化芸術を身近に感じ、親しめるきっかけになる講座やワークショップなどを開催する。
- ・ 本県にゆかりがあり、これからの活躍が期待される優秀な若手芸術家を登録するとともに、その芸術文化活動を支援する。

など

(3) 文化芸術に関する情報収集及び提供

本県の文化イベントや文化芸術活動に関する情報及び国内外の文化芸術に関する様々な情報を収集・提供したり、県民の情報交換、交流の場として活用するなど、地域文化の交流の拠点として機能を発揮する。

3 施設の運営に関する業務の基準

県民への芸術鑑賞の場や県民の文化活動を中心とした活動の発表の場を提供するとともに、県民に施設を有効に活用してもらうため以下の業務を実施する。

(1) 施設の利用許可申請の受付、利用の許可及び利用料金の減免の許可に関する業務

ア 利用許可の対象施設

- ・ 「募集要項」2(1)エに記載されているホール、楽屋、リハーサル室、展示室、会議室、及び別紙「附属設備一覧」に記載されている附属設備である。
- ・ 上記以外の施設、設備は原則として利用許可の対象としないが、館長室については、申請者の提案により利用許可対象とすることも可能である。ただし、その際の改修費用等については県は負担しない。

イ 利用許可申請の受付、許可

- ・ 手続きについては、インターネットを利用するなどして、なるべく簡易なものとする。
- ・ 施設の利用の許可や取り消しについては、申請内容を慎重に審査し、申請受付後遅滞なく申請者に使用許可書を発行すること。
- ・ 施設の利用者とは、利用日以前に十分な打合せを行うこと。
- ・ 施設の利用者に対し、必要な助言、指導を行うこと。
- ・ 施設の利用に関する各種書類を準備すること。

ウ 利用料金の減免の許可

- ・ 利用料金の減免の許可については、規定されているものの他、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けた基準に基づき審査する。

(2) 施設の広報活動に関する業務

- ・ 各種メディアやインターネットなど多様な広報手段を活用して、施設を広く県民へPRするなど利用者の増加を図る。
- ・ 施設の概要と利用の手続き等を記載したパンフレットを作成する。

(3) 施設の利用料金の徴収に関する業務

- ・ 徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成し適正に管理する。
- ・ 利用料金は、原則前納であるが、徴収方法は利用者の利便性を考慮して指定管理者が定める。

(4) 施設の受付及び案内に関する業務

- ・ 電話による問い合わせや施設見学等へ対応する。
- ・ 施設の利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制を確保する。

(5) 舞台関係設備の操作に関する業務

- ・ 施設の利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制を確保する。
- ・ 詳細については、現地説明会で配付する仕様書のとおり

(6) 文化施設等との連携に関する業務

- ・ 県公立文化施設連絡協議会の中心的機関として、加盟施設と連携を図りながら、施設の管理運営に関する研修会を開催するなど指導的な役割を担う。
- ・ 市立美術館や黎明館などの「歴史・文化ゾーン」の施設と連携した事業を行うなど、当ゾーンの活性化を図り、県民が日常生活の中で文化芸術に親しむ環境づくりに積極的に取り組む。

4 施設の維持管理に関する業務の基準

維持管理の対象となる範囲は、カフェ、鹿児島県文化協会事務室、売店、プラネタリウム・係員室を除く部分である。

当施設は、集客施設であることから、常に、県民が安全・安心に利用できるよう万全を期し、以下の業務を実施する。

この場合、各業務の仕様は別紙「保守点検等業務一覧」を下回ってはならない。
ただし、合理的理由がある場合はこの限りでない。

(1) 施設の保守点検等に関する業務（別紙 保守点検等業務一覧参照）

ア 建築物の保守管理

各面の浮き、ひび割れ、はがれ等のない状態を維持する。

イ 設備の保守管理等

- ・ 電気機械設備等各設備の日常点検、法定点検、定期点検等行い、利用に支障のない性能を維持するとともに、特に電気機械設備の運転操作については、利用者のサービスに支障なく対応できる人員体制を確保する。
- ・ 詳細については、現地説明会で配付する仕様書のとおり。

(2) 施設の警備に関する業務（別紙 保守点検等業務一覧参照）

- ・ 施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守るため、警備業務を適切に行う。
- ・ 詳細については、現地説明会で配付する仕様書のとおり。

(3) 施設の清掃に関する業務（別紙 保守点検等業務一覧参照）

- ・ 施設の環境を維持し，快適な環境を保つため清掃業務を適切に行う。
- ・ 詳細については，現地説明会で配付する仕様書のとおり。

(4) 舞台関係設備の保守点検に関する業務（別紙 保守点検等業務一覧参照）

- ・ 定期的に保守点検等を行い，常時利用できる状態を維持する。
- ・ 詳細については，現地説明会で配付する仕様書のとおり。

(5) 物品の管理及び調達に関する業務

ア 県有備品（別添 県有備品貸付一覧参照）

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう，県からの貸付条件を遵守して，適正な管理に努める。
- ・ 物品管理簿により管理し，毎年度末に県からの借受備品の確認を行い，3月末日付けで県へ報告すること。
- ・ 破損，不具合が生じた場合，速やかに県に報告を行うこと。

イ 消耗品

- ・ 施設の運営に支障をきたさないよう，必要な消耗品を適宜購入する。

5 その他，施設の設置目的を達成するために必要な業務

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

事業計画書は，毎年度作成し県に提出する。事業計画書の作成にあたっては県と調整を図ること。

記載する内容は次のとおりとする。

- ・ 事業計画
- ・ 収支予算

(2) 関係機関との連絡調整

- ・ 県との連絡調整会議（随時）
- ・ 関係機関との会議等（随時）
- ・ 目的外使用許可受者との連絡調整（随時）

(3) 職員の資質向上のための取組

- ・ 多様化する施設利用者のニーズに的確に対応するため，専門知識の習得，接遇，合理的配慮の提供等に必要な教育及び研修を受講させ，職員の資質の向上に取り組むこと。

(4) 自己評価の実施

業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から管理運営に関する意見を聴取し、定期的な自己評価及び結果分析を実施する。これにより得られた評価及び分析結果は事業報告書に記載し、次年度の業務実施に反映させる。

(5) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく文化センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行う。

(6) 施設や設備の修繕及び備品の更新等に関する資料作成業務

県が執行する「文化センター維持補修事業」に関して、県との打合せ及び仕様書案の作成を行う。

(7) 業務日誌の作成

出勤者、利用人員、特記すべき電話対応、利用者からの意見等を記載した日誌を作成する。

(8) その他日常業務の調整

6 留意事項

(1) 文化事業に関する留意事項

- ・ 文化事業の実施に際し、公の施設の指定管理者として各種補助制度を活用することができる。
- ・ 指定管理者が、県に申請し承認された文化事業以外の文化事業を当該施設を利用して行う場合、一般の利用者と同様の手続きを経なければならない。

(2) 施設の維持管理に関する留意事項

- ・ 建物内は、禁煙とする。
- ・ 防火管理者を選任し、担当業務を遂行する。
- ・ 自衛組織を結成し、防火防災に努める。

(3) 保険及び損害賠償の取扱い

- ・ 施設賠償保険については指定管理者が加入する。なお、保険範囲等については協定で定める。
- ・ 施設及び設備の設置に起因する損害又は傷害に対する賠償については県がその責を負う。ただし、施設及び設備の管理に起因する損害又は傷害に対する賠償におい

ては、指定管理者がその責を負う。

- ・ 下記に示す「公立文化施設賠償責任保険」及び「公立文化施設災害補償保険」の賠償額以上の保険に加入すること。

○公立文化施設賠償責任保険 (単位：千円)

管理責任区分	人 身 事 故		財 物 事 故
	1事故あたりの 支払限度額	1名あたりの 支払限度額	1事故あたりの 支払限度額
施設管理責任	3,000,000	100,000	20,000
受託者賠償責任	—	—	30,000

○公立文化施設災害補償保険

保 険 区 分	補 償 内 容
被災者対応費用保険	被災者1名あたり保険金支払限度額 1,000千円
傷害見舞費用保険	死亡、後遺障害見舞金、入院見舞費用、通院見舞費用

(4) 業務の一括委託の禁止

指定管理者が、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。ただし、業務の一部について、あらかじめ県が承認した場合はこの限りではない。

(5) その他

ア 法令の遵守

文化センターの管理にあたっては、日本国法令、条例、規則を遵守すること。

イ 危機事象への対応

- ① 指定管理者が作成する危機管理マニュアルに従って危機管理体制を構築するとともに、災害時の対応について随時訓練を行うこと。

また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに措置を講ずるものとする。

- ② 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じた上、県をはじめ関係機関に通報を行うこと。

ウ 情報管理

- ① 指定管理者は、保有する情報資産（個人情報を含む）の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- ② 県が定める情報セキュリティポリシーに基づき情報管理体制を構築するとともに、情報流出時は指定管理者が作成する情報流出時対処マニュアルにより対応を行うこと。

エ 諸届

飲食物の販売など、諸届を必要とする場合には、指定管理者が手続きを行う。

オ 県との事前協議

指定管理者として業務を行う際、申請書に記載された内容を変更して業務を行う場合及び申請書にない業務を行おうとする場合は、事前に県の承認を得ること。

カ 鹿児島県文化センターの設置及び管理に関する条例第8条に規定するもの以外の利用の取扱い

自動販売機等を設置する場合は、知事に目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

7 各一覧表

附属設備等一覧（文化センター）

設備等の名称		単位	利用料金 (円)	備考
舞台大小道具	所作台	1式	5,930	
	花道所作台	1式	1,800	
	金びょうぶ	1双	1,210	
	銀びょうぶ	1双	1,210	
	ひ毛せん	1枚	180	
	地がすり	1枚	890	
	長座布団	1枚	90	
	上敷	1枚	160	
	振落し装置	1式	740	
	紗幕	1張	890	
	平台	1枚	160	
	箱馬	1式	160	
	開き足	1式	160	
	け込み	1式	160	
	音響反射板	1式	5,170	
	演台	1台	510	
	太鼓	1台	740	
	司会者台	1台	360	
	指揮台	1台	300	
	指揮者用譜面台	1台	130	
	譜面台	1台	60	
	譜面灯	1個	30	
	机	1脚	180	
	折り畳みいす	1脚	50	
	黒板（ホワイトボード）	1台	90	
	スモークマシン	1台	890	
ドライアイスマシン	1台	890		
ピアノ	ピアノ(A)	1台	10,790	調律費は含まない。
	ピアノ(B)	1台	8,930	調律費は含まない。
	ピアノ(C)	1台	8,670	調律費は含まない。
	ピアノ(D)	1台	2,170	調律費は含まない。
映写機	16ミリ映写機	1式	3,630	
	スライドプロジェクター	1台	1,570	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,570	
	スクリーン	1張	1,570	
	VTR	1式	2,170	第6会議室用
	液晶プロジェクター	1台	1,320	会議室用

設備等の名称		単位	利用料金 (円)	備考
舞台照明器具	フットライト	1列	760	
	ボーダーライト	1列	890	
	サスペンションライト	1列	1,570	1キロワットのライト20台以内の利用料金
	アップーホリゾン トライト	1列	890	
	ロアーホリゾン トライト	1列	740	
	第1シーリング ライト	1列	1,800	
	第2シーリング ライト	1組	890	
	トーマンター ライト	1組	890	
	フロントライト (2階)	1列	890	
	フロントライト (3階)	1列	890	
	フロントライト (4階)	1列	890	
	スポットライト	1台	440	1.5キロワット
	スポットライト	1台	300	1キロワット
	スポットライト	1台	160	500ワット
	カッタースポ ットライト	1台	230	
	クセノンピン スポットラ イト	1台	1,210	
	花道フット ライト	1式	360	
	効果器	1台	890	
	色紙	1式	1,570	次の色紙をそれぞれ一式とする。 1 アップーホリゾン トライト用 及びロアーホリ ゾン トライト用 の色紙 2 第1シーリング ライト用及び 第2シーリング ライト用の色紙 3 ボーダーラ イト用及びフ ット ライト用の色紙 4 フロントラ イト用及びス テ ージライト用 の色紙
音響関係器具	マイクロホン	1本	890	
	吊りマイク装 置	1式	1,770	
	エレベーター マイク装 置	1式	890	
	ダイレクトボ ックス	1台	890	
	エフェクター	1台	890	
	ワイヤレス マイクロ ホン	1本	1,800	
	拡声装置	1式	3,040	
	カセットデ ッキ	1台	890	
	MDレコー ダー	1台	890	
	DATレコー ダー	1台	890	

設備等の名称		単位	利用料金 (円)	備考
音響関係器具	CDプレーヤー	1台	890	
	オープンデッキ	1台	890	
	跳ね返りスピーカー	1式	1,210	
	モニタースピーカー	1式	740	
	移動ミキサー	1台	1,570	
	コンセント	1キロ ワット 1時間	160	AC電源を必要とする持込器具に係 る利用料
	インターネット接続設備 (会議室用)	1式	370	

備考：設備等の利用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までを、それぞれ1回として徴収する。

保守点検等業務一覧（文化センター）

番号	業務名称	業務内容	
1	電気機械設備保守点検等業務	電気機械設備等の保守点検・運転操作	電気、消防設備等の有資格者の配置
2	警備業務	館内及び館外の巡視、守衛業務等	開館日17:00～22:30、休館日8:30～17:00、1名以上配置、その他は機械警備
3	清掃業務	日常及び定期清掃	床面、ガラス等の毎日清掃
4	舞台関係設備操作業務	貸館事業・自主文化事業等における舞台運営業務（設備等の準備・仕込み・撤去・復元等や利用者への助言・指導・監督）及び舞台設備・備品等の管理業務のほか、舞台関係保守点検、改修工事等への立会い等	
5	舞台吊り物装置保守点検業務	舞台設備機構の機能維持・安全性確保のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	点検調整年6回（4, 6, 8, 10, 12, 2月）、絶縁測定年2回(6, 12月)
6	舞台音響装置保守点検業務	舞台音響機器の機能維持のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	年3回(5, 9, 1月)
7	舞台照明装置保守点検業務	舞台照明機器の機能維持のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	年3回(5, 9, 1月)
8	ピアノ保守点検業務	館内設置のピアノ（5台）の保守点検（調律・整音・整調）及び故障時の修理復旧業務	年3回
9	ピアノ保守点検業務（スタインウェイ）	館内設置のピアノ（スタインウェイ1台）の保守点検（調律・整音・整調）及び故障時の修理復旧業務	年1回
10	エレベーター保守点検業務	エレベーターの機能維持・安全性確保のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	月1回
11	高圧受変電設備精密点検業務	高圧受変電設備の精密点検、各種試験の実施	精密点検年2回(5, 11月)
12	消防用設備保守点検業務	消防用設備（自家発電設備、排煙設備、誘導灯及び誘導標識を除く）の機能維持のための総合点検、機器点検の実施	機器点検年2回(7, 1月)、総合点検年1回（1月）
13	水槽清掃及び害虫駆除業務	市水槽、井水槽及び汚水槽の清掃、市水・井水・冷却塔水質検査の実施、館内の害虫駆除業務	汚水槽年2回(6, 12月)、市水槽年1回(11月)、井水槽年1回(11月)、害虫駆除年2回(6, 12月)、水質検査雑用水年6回、冷却塔（8月）
14	構内交換電話設備保守点検業務	構内交換電話設備の機能維持のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	年6回（2か月に1回）
15	ガス冷温水機保守点検業務	ガス冷温水発生機保守点検（冷暖房切替点検整備、運転期間中の巡回点検等）及び煤煙測定実施、故障時の修理復旧業務	ガス冷温水機年6回（4, 7, 8, 11, 1, 2月）、煤煙測定年2回(8, 2月)
16	中央制御監視装置保守点検業務	館内電気・空調制御監視装置の機能維持のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	年2回（夏季、冬季各1）
17	一般廃棄物収集運搬業務	館内から発生する一般廃棄物の収集及び指定処理施設への運搬業務	週1回
18	ワシントン椰子剪定業務	前庭に植えてあるワシントン椰子（3本）の枝の剪定	3本
19	自動ドア保守点検業務	正面玄関横の自動ドアの安全性確保のための保守点検及び故障時の修理復旧業務	年4回(5, 8, 11, 2月)

20	パソコン・プリンター・WEBサイト保守点検業務	業務パソコン・プリンター及びWEBサイトの保守点検	年1回（パソコン・プリンター） 月2回（WEBサイト）
21	POSレジ運用保守業務	POSレジ運用に係る障害対応，精算トラブル電話対応支援，操作・運用問合せ対応等の業務	24時間対応

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
1-1-1	受付用机 (長机)	50,400	4	201,600	S56.3.25
	テーブル (長机)	50,000	2	100,000	S59.7.26
	レクチャー台	108,150	1	108,150	H2.3.22
	演台	150,000	1	150,000	S56.3.25
	長机	82,400	45	3,708,000	H7.6.5
	長机	85,696	73	6,255,808	H8.1.22
	両袖机	118,244	1	118,244	H2.3.30
	脇机	58,000	1	58,000	S58.5.31
	脇机	56,341	1	56,341	H2.3.30
	長机 (幕板有)	53,445	5	267,225	H13.3.7
	<u>机類計</u>		134	11,023,368	
1-1-2	ピアノ椅子	95,000	1	95,000	S50.9.14
	椅子 (スツール)	99,910	18	1,798,380	H6.12.12
	応接セット	793,800	1	793,800	H10.7.29
	長椅子	94,760	4	379,040	H5.11.15
	長椅子	94,760	2	189,520	H5.11.17
	ソファ	93,135	1	93,135	H22.3.31
	<u>椅子類計</u>		27	3,348,875	
1-1-3	クリスタルキャビネット	56,000	1	56,000	S57.3.25
	コインロッカー	112,000	2	224,000	S63.3.29
	コインロッカー	121,696	1	121,696	H7.2.14
	パンフレット棚	82,200	1	82,200	S59.3.15
	金庫	60,800	1	60,800	S41.10.22
	図面収納庫	79,100	1	79,100	S54.5.29
	ダストボックス (おむつ用)	102,900	1	102,900	H22.3.31
	<u>箱棚類計</u>		8	726,696	
1-1-4	除湿機	73,000	1	73,000	S59.7.14
	<u>冷暖房器具類</u>		1	73,000	
1-1-6	カーテン	122,000	2	244,000	S56.3.25
	パイプ清掃機	133,182	1	133,182	H10.6.30

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
	手すり	55,000	3	165,000	S42.3.31
	白板	60,770	7	425,390	H6.2.8
	油彩用額縁	55,600	1	55,600	S53.1.21
	フラクタルひよけ	371,450	1	371,450	H23.1.12
	フラクタルパラソルこもれび	210,000	1	210,000	H25.1.15
	雑品類		16	1,604,622	
1-2-3	POSレジシステム一式	825,000	1	825,000	R3.6.30
	文房具類		1	825,000	
1-2-5	ノートパソコン (LIFEBOOK AH53/C)	91,800	1	91,800	H23.5.2
	ノートパソコン (LIFEBOOK AH77/C)	129,800	1	129,800	H23.5.2
	モニター(ソニーKDL-32CX400)	98,280	4	393,120	H23.7.19
	ノートパソコン (LIFEBOOK AH56/H)	84,800	3	254,400	H24.12.18
	OA機器類		9	869,120	
1-4-5	グランドピアノ運搬車	190,000	1	190,000	S56.6.30
	ピアノ運搬車	270,000	1	270,000	S61.4.15
	椅子格納車	53,000	1	53,000	S56.3.25
	台車	60,000	1	60,000	S59.7.26
	車両雑類		4	573,000	
1-5-1	車いす	62,000	1	62,000	H22.11.29
	車いす	104,500	1	104,500	H25.2.22
	サーモグラフィカメラ	935,000	1	935,000	R2.8.7
	衛生医療機器類		3	1,101,500	
1-5-2	法定照度計	67,000	1	67,000	S55.3.20
	理化学機器類		1	67,000	
1-5-3	残留塩素測定装置	77,700	1	77,700	H13.8.24

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
	<u>試験研究機器</u>		1	77,700	
1-6-1	電圧計付絶縁抵抗計	81,900	1	81,900	H10.3.31
	太陽光発電LED灯	126,000	1	126,000	H24.1.23
	<u>電気通信機器類</u>		2	207,900	
1-6-2	環境測定機器	768,600	1	768,600	H10.3.31
	デジタル照度計	99,750	1	99,750	H10.3.31
	リオン騒音計	120,000	1	120,000	S52.2.28
	製図器械	233,501	1	233,501	H6.2.5
	<u>測定用機器類</u>		4	1,221,851	
1-7-6	アップスライダー	95,000	1	95,000	S56.11.3
	アップライトスパンパイプ	127,000	1	127,000	S47.7.28
	カンツール	83,000	1	83,000	S55.3.8
	電気大工セット	61,000	1	61,000	S54.11.24
	<u>工具類</u>		4	366,000	
1-9-2	大太鼓	94,500	1	94,500	S41.11.14
	<u>楽器類</u>		1	94,500	
1-9-3	3点吊マイクロホン	714,820	1	714,820	H7.1.17
	8ミリ映写機	589,000	1	589,000	S56.3.28
	DAT	109,427	1	109,427	H3.7.13
	LDプレーヤー	83,790	1	83,790	H9.12.5
	OHP	158,000	1	158,000	S56.3.28
	移動式スクリーン	110,250	1	110,250	H9.12.5
	インターカムベルトパック	57,225	8	457,800	H11.9.29
	エフェクトスポットライト	86,600	2	173,200	S55.7.16
	エフェクトスポットライト	206,567	2	413,133	H9.2.27
	エリスポイダルスポットライト	78,750	4	315,000	H11.9.10
	エリスポイダルスポットライト	78,750	4	315,000	H11.9.10
	エリスポット	50,400	4	201,600	S55.7.16
	エリスポット	65,000	4	260,000	S60.2.22

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
	オーディオシグナルプロセッサ	272,950	1	272,950	H2. 3. 20
	オーロラマシン	107,100	1	107,100	S55. 7. 16
	オブジェティブレンズ	50,236	2	100,471	H9. 2. 27
	カセットデッキ	78,795	2	157,590	H3. 7. 13
	ガンマイクロホンシステム	175,000	2	350,000	S56. 3. 31
	化粧箱	343,350	8	2,746,800	H11. 3. 31
	コンデンサーマイクロホン	65,000	1	65,000	S62. 3. 28
	コンデンサーマイクロホン	57,000	1	57,000	S62. 3. 28
	コンデンサーマイクロホン	245,500	1	245,500	H8. 9. 4
	コンデンサーマイクロホン	245,501	1	245,501	H8. 9. 4
	コンデンサーマイクロホン	146,002	10	1,460,020	H8. 9. 4
	コンプレッサー/リミッター	105,060	2	210,120	H3. 7. 13
	ズームコンバーター	69,457	1	69,457	H9. 12. 5
	スクリーン	80,000	1	80,000	S56. 3. 28
	スタッカーラック	157,657	1	157,657	H9. 12. 5
	ストロボスコープ	419,000	1	419,000	S60. 8. 21
	スパイラルマシン	72,900	2	145,800	S55. 7. 16
	スポットライト	56,650	18	1,019,700	H3. 7. 13
	スポットライト	118,800	15	1,782,000	H30. 12. 18
	スモークマシン	369,873	1	369,873	H8. 9. 4
	スライド映写機	592,000	1	592,000	S56. 3. 28
	デジタルデレイ	105,000	1	105,000	H1. 2. 15
	ドライアイスマシン(2個一式)	754,887	1	754,887	H8. 9. 4
	ノイズゲート	128,750	4	515,000	H2. 9. 27
	ハイクオリティカッターライト	86,630	20	1,732,600	H7. 8. 17
	パイプ付指揮台	119,480	1	119,480	H1. 5. 26
	パワーアンプ	212,180	3	636,540	H3. 7. 23
	ビデオ映写機	926,100	1	926,100	H9. 12. 5
	ビデオデッキ	82,400	1	82,400	H2. 3. 22
	ビデオ卓	52,200	1	52,200	S56. 3. 28
	フィルムマシン	94,500	2	189,000	S55. 7. 16
	マイクロホン	83,800	1	83,800	S50. 12. 6
	マイクロホン	88,400	3	265,200	S51. 9. 9
	マイクロホン	209,000	2	418,000	S54. 12. 4
	マイクロホン	261,333	3	784,000	S59. 2. 29
	マイクロホンカプセル	88,200	5	441,000	H10. 7. 31
	マシン操作ボックス	348,941	2	697,882	H10. 8. 26
	ミキシング調整卓	486,000	1	486,000	S56. 3. 28

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
	ミニエフェクトマシン	66,000	2	132,000	S60.8.16
	ミニスパイラルマシン	94,500	1	94,500	S60.8.16
	ミニディスクレコーダー	281,400	2	562,800	H11.9.10
	ミラーボール	98,262	1	98,262	H6.7.26
	ミラーボール	79,722	1	79,722	H6.7.26
	リバーブレーター	153,000	1	153,000	S62.12.14
	レクチャーテーブル	306,000	1	306,000	S56.3.28
	録音再生テープレコーダー	680,263	1	680,263	H8.9.4
	録音再生テープレコーダー	680,264	1	680,264	H8.9.4
	録音再生用DAT	956,046	2	1,912,092	H8.9.4
	移動用マイコンセットボックス	174,000	4	696,000	S54.3.31
	移動用マイコンセットボックス	106,000	4	424,000	S54.3.31
	一畳台	86,800	1	86,800	S50.5.10
	運搬車	91,670	2	183,340	H2.3.22
	運搬車	88,580	1	88,580	H2.3.22
	演台	469,680	1	469,680	H2.3.22
	階段	71,585	2	143,170	H3.9.19
	貴人口	68,000	1	68,000	S42.2.14
	金銀屏風	170,000	2	340,000	S41.11.14
	金屏風	750,000	1	750,000	H1.3.31
	効果器	185,000	2	370,000	S63.3.1
	高所作業台	499,550	1	499,550	H3.7.23
	自動スクリーン	63,000	1	63,000	S56.3.28
	紗幕	356,500	1	356,500	S59.9.27
	舞台袖幕1～4	121,406	8	971,248	H22.1.14
	地がすり	391,400	1	391,400	H2.3.22
	地がすり(灰)	238,000	1	238,000	S59.9.27
	能舞台	498,000	1	498,000	S41.11.14
	波エフェクト	116,802	2	233,604	H9.2.27
	波エフェクトマシーン	118,000	2	236,000	H7.8.17
	白紗幕	473,800	1	473,800	H2.3.22
	平台	64,575	12	774,900	H11.9.29
	平台	111,300	12	1,335,600	H11.9.29
	平台	78,225	20	1,564,500	H11.9.29
	平台	50,058	2	100,116	H3.9.19
	業務用CDレコーダー	105,000	1	105,000	H13.9.6
	ステージ用スポットライト(灯体)	87,007	30	2,610,210	H13.9.18
	ケーブルラック	103,950	2	207,900	H13.12.5

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
	スポットライト (CX-8M)	91,875	12	1,102,500	H14.12.20
	スポットライト (FX-8)	88,515	80	7,081,200	H14.12.20
	スポットライト(S・ズーム 41530)	162,435	8	1,299,480	H14.12.20
	スポットライト(S・ズーム 42550)	162,435	8	1,299,480	H14.12.20
	文字(霞)幕 スーパーステージ	637,000	1	637,000	H15.3.26
	文字(霞)幕 スーパーステージ	554,000	1	554,000	〃
	文字(霞)幕 スーパーステージ	507,000	1	507,000	〃
	文字(霞)幕 スーパーステージ	450,000	1	450,000	〃
	文字(霞)幕 スーパーステージ	416,000	1	416,000	〃
	文字(霞)幕 スーパーステージ	450,000	1	450,000	〃
	大黒幕(木綿11号帆布布地)	570,000	1	570,000	〃
	下吊りバトン(大黒幕用)	86,000	1	86,000	〃
	暗天幕(木綿11号帆布布地)	509,000	1	509,000	〃
	下吊りバトン(暗天幕用)	90,000	1	90,000	〃
	Horizont幕(木綿11号帆布布地)	550,000	1	550,000	〃
	下吊りバトン(Horizont幕用)	116,000	1	116,000	〃
	オーバーヘッドプロジェクター	68,040	1	68,040	H16.9.2
	引割幕	798,000	2	1,596,000	H16.9.15
	引割幕	714,000	2	1,428,000	H16.9.15
	教養娯楽器具類		416	60,631,149	
1-12-3	残雪	80,000	1	80,000	S49.7.16
	造船所風景	75,000	1	75,000	S56.5.2
	多賀山暮色	200,000	1	200,000	S56.5.2
	暮色	350,000	1	350,000	S46.7.13
	踊子	100,000	1	100,000	S42.3.9
	桜島	30,000	1	30,000	S42.2.7
	菊花と蝶	40,000	1	40,000	S42.2.7
	美術工芸品類		7	875,000	
	普通物品計		639	83,686,281	
美術工芸品類	絵画「PONT DESARTS, PARIS」80号	2,400,000	1	2,400,000	S56.9.16
	絵画「熔」200号	1,000,000	1	1,000,000	S41.11.8
	美術工芸品類		2	3,400,000	

県有備品貸付一覧

[重要物品・普通物品]

(施設名：文化センター)

分類番号	品名	単価	数量	取得価格	取得年月日
その他類	16ミリ映写機	2,072,700	1	2,072,700	H9.7.28
	16ミリ映写機(一式)	1,980,000	1	1,980,000	S59.3.26
	しぼり緞帳	3,500,000	1	3,500,000	S52.4.1
	つづれ織緞帳	30,000,000	1	30,000,000	H10.9.30
	ピアノ(スタンウェイ)D型	3,950,000	1	3,950,000	S41.11.8
	ピアノ(スタンウェイ・D274)	13,500,000	1	13,500,000	S59.7.16
	ピアノ(フルコンサートグランドピアノ)	1,150,000	1	1,150,000	S41.10.30
	ピアノ(ヤマハ C3L)	1,123,500	1	1,123,500	H12.2.29
	ピアノ(フルコンサートピアノ NEW CFIII)	9,279,900	1	9,279,900	H12.9.8
	ピアノ(スタインウェイD-274)	23,544,000	1	23,544,000	H29.9.6
	非常用緩降機	1,025,325	1	1,025,325	H10.8.17
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	所作台	1,140,000	1	1,140,000	H11.3.18
	スライドプロジェクター	1,312,500	1	1,312,500	H13.3.27
	音響機器	7,035,000	1	7,035,000	H15.3.31
	クセノンピンスポットライト	2,648,625	4	10,594,500	H16.3.10
	中央監視装置(一式)	9,126,000	1	9,126,000	H27.11.26
	音響調整卓	4,950,000	1	4,950,000	R5.2.14
	ワイヤレスマイクシステム	3,850,000	1	3,850,000	R5.2.14
	<u>その他類計</u>		26	134,833,425	
	<u>重要物品計</u>		28	138,233,425	